

# 福祉都市委員会資料

## ○請願審査

4年 請願 第6号 早良区南部へのコミュニティバス導入等について

P 1 ~ P 7

令和5年2月16日

住宅都市局

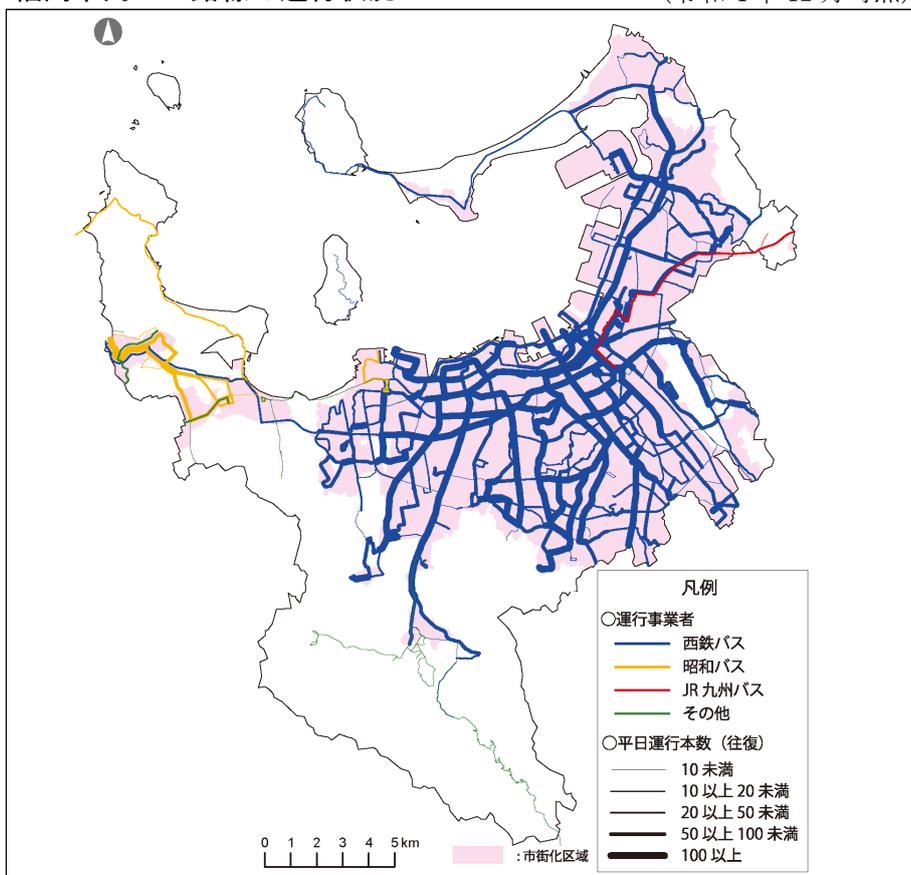
# 1 請願事項

- (1) 近隣自治体に倣い早良区南部地域のさわら台団地、内野陽光台、長峰団地、早良ニュータウン（いずれも通称）等に無料もしくは低料金で市直営のコミュニティバスを走らせること。
- (2) 現在運行されている乗り合いタクシーの料金を引き下げる手だてを取ることを。

# 2 福岡市のバス路線の現状

福岡市内においては、西鉄バス、昭和バス、J R九州バス等が路線バスを運行しており、幹線道路を中心としたバスネットワークが形成されている。

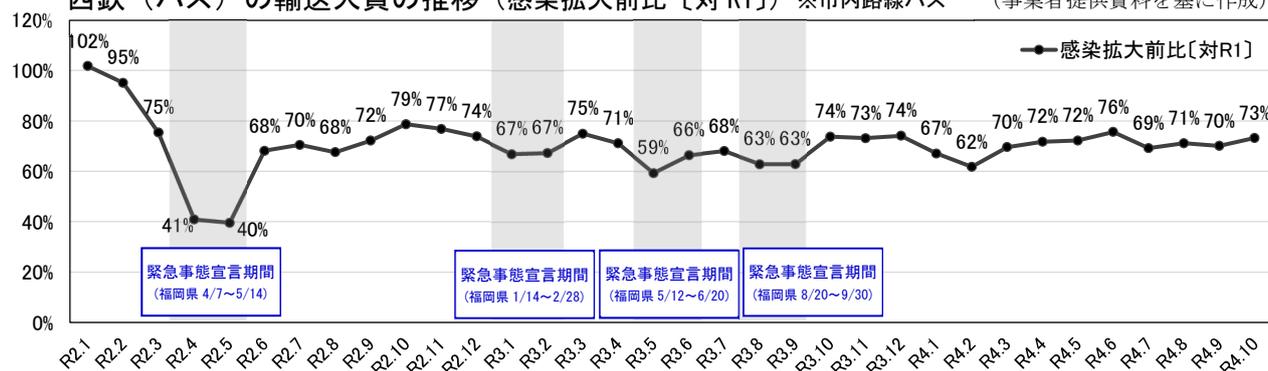
福岡市内バス路線の運行状況 (令和4年12月時点)



# 3 バス路線の利用状況

バス路線の輸送人員は、新型コロナウイルス感染症の影響により変動するものの、感染拡大前の令和元年度と比較して令和4年10月時点で約7割の利用にとどまっている。

西鉄（バス）の輸送人員の推移（感染拡大前比 [対R1]）※市内路線バス (事業者提供資料を基に作成)



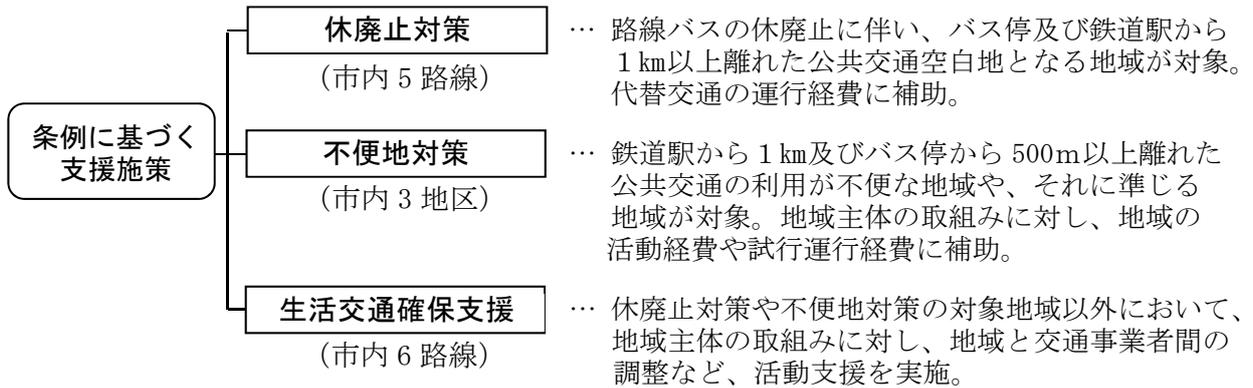
## 4 生活交通に関する取組状況

### (1) 条例に基づく取組み

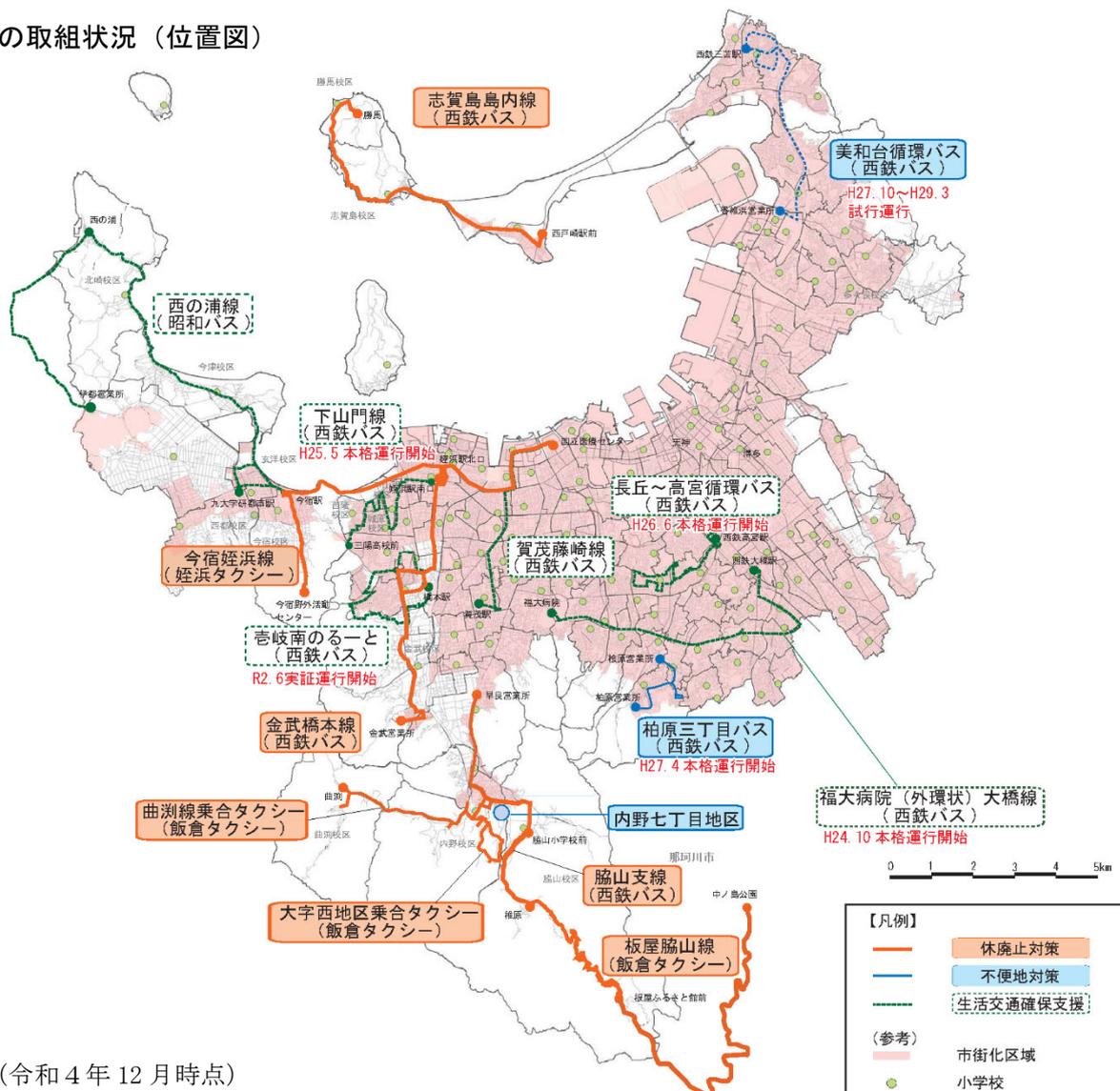
福岡市では、平成22年に施行された「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例（生活交通条例）」に基づき、市による「公助」を、市民及び市民団体による「共助」及び「自助」、並びに公共交通事業者のさらなる「努力」で補い合いながら、地域、交通事業者と共働で、生活交通の確保に取り組んでいる。

本条例に基づく施策のうち、公共交通空白地等に関する施策は以下の通りである。

#### 公共交通空白地等に関する施策



#### 施策の取組状況（位置図）



(令和 4 年 12 月時点)

(2) 近年の取組状況

元年 請願 第7号 生活交通の充実、整備について

(令和元年9月議会採択)

(請願事項)

- ①距離緩和によって明らかになった公共交通空白・不便地域の生活交通に関する住民意識調査を早急に行うこと。
- ②市民が地域でいつまでも安心して生活できる環境を整えるため、生活交通の充実、整備の諸施策に早急に取り組むこと。

(基本方針)

生活交通に関する住民意識調査については、平成30年度の調査結果を基に、調査エリアや項目などの調査方法を検討し、より詳細な実態の把握に努めていく。  
生活交通の充実・整備の諸施策については、住民意識調査の結果等を踏まえ、検討していく。

生活交通に関する住民意識調査 (令和元年度実施)

(令和2年9月議会報告)  
(令和3年1月交通対策特別委員会報告)

(結果概要)

- ・居住地の公共交通は全体で約8割の方が概ね便利と回答
- ・外出頻度はそれほど多くない(週2~3回)が日中の買い物等の移動がある
- ・年齢が高くなるほど無理なく歩ける距離は短くなる など

交通手段の特性調査 (令和3年度実施)

(令和4年1月交通対策特別委員会報告)

(結果概要)

- ・交通手段は路線バスのほかオンデマンド交通など多様化し、持続可能な生活交通としていくためには、地域の実情とうまくマッチングしていく必要がある。
- ・エリア内を利用者ニーズに応じて効率的に運行するオンデマンド交通は、のりばの細かな設定が可能であるなど、運行内容の工夫などにより、持続可能な生活交通の確保に向けた取組みの一つとして展開の可能性がある。

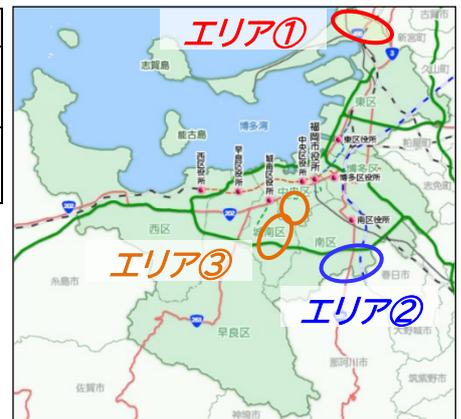
オンデマンド交通社会実験 (令和4年度実施)

(令和5年1月交通対策特別委員会報告)

- ・高齢化の進展等に伴い、公共交通が不便な地域における生活交通確保が課題となる中、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに取り組んでいく必要がある。
- ・取組みの一つとして、オンデマンド交通を活用し、複数校区等での広域運行や曜日別運行などの運行内容の工夫をはじめ、運賃以外の収入確保の工夫を行う社会実験を実施している。
- ・実施にあたっては、市と共働で運行検討等に主体的に取り組む地域・交通事業者をそれぞれ募集・決定し、現在、市内3エリアにおいて3者共働で取り組んでいる。

エリア	校区名	運行内容の工夫
①	美和台・和白東・三苦校区	広域運行
②	老司・鶴田・弥永西・弥永・日佐校区	
③	小笹・草ヶ江・赤坂・長尾 ・七隈・金山・片江校区	曜日別運行

(オンデマンド交通)

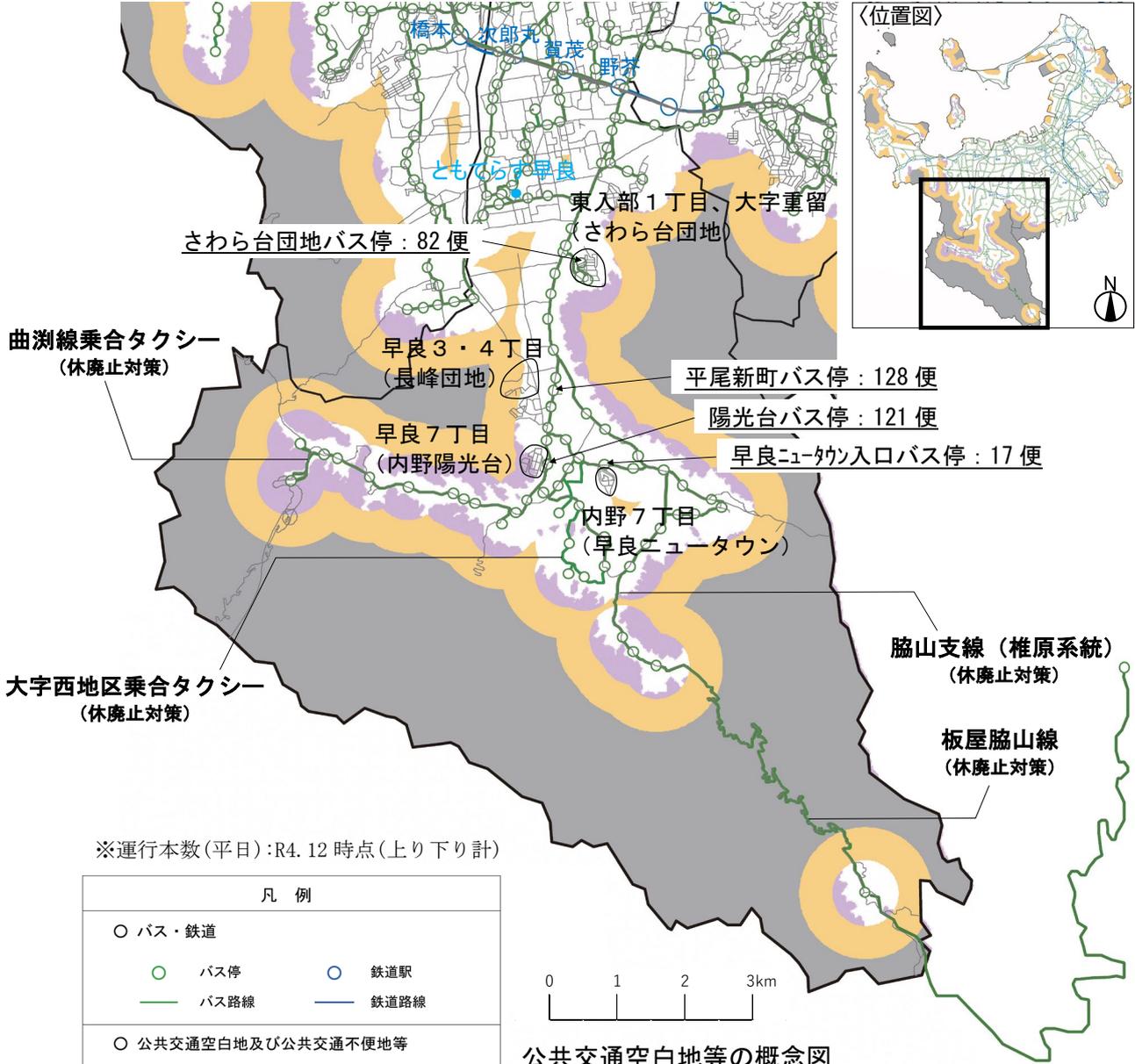


※エリア①:R4.11.24 運行開始  
※エリア②:R5. 1.31 運行開始  
※エリア③:運行開始に向け協議中

## 5 早良区南部地域の状況

早良区南部地域においては、幹線道路を中心に西鉄バスの路線バスが運行されており、曲淵や板屋地区などの山間部では、休廃止対策として、市が運行経費補助を行い、代替交通を確保している。

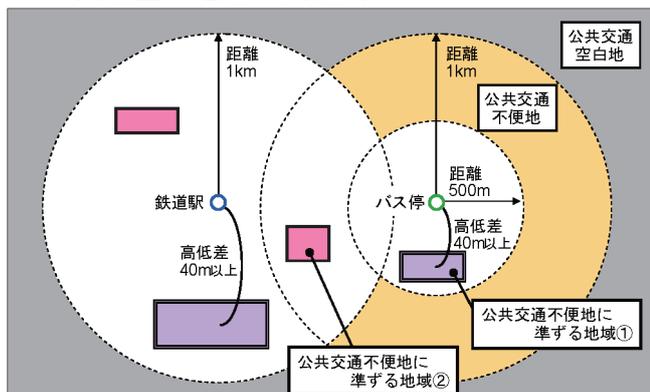
公共交通空白地等の分布状況（早良区南部）



※運行本数(平日):R4.12時点(上り下り計)

凡 例	
○ バス・鉄道	
○ バス停	○ 鉄道駅
— バス路線	— 鉄道路線
○ 公共交通空白地及び公共交通不便地等	
公共交通空白地	
■	バス停から概ね1km以上離れ、 鉄道駅から概ね1km以上離れた地域
公共交通不便地	
■	バス停から概ね500m以上離れ、 鉄道駅から概ね1km以上離れた地域 (公共交通空白地を除く)
公共交通不便地に準ずる地域①	
■	バス停・鉄道駅との高低差が 概ね40m以上の地域 (公共交通空白地・不便地を除く)
公共交通不便地に準ずる地域②	
■	バス停・鉄道駅までの経路について、 迂回を要する、坂道がきつい等、 公共交通が不便と考えられる地域で あって、地域住民が生活交通の確保 に向けた協議会を組織している地域 (公共交通空白地・不便地及び準ずる 地域①を除く)

公共交通空白地等の概念図



注1) 公共交通不便地に準ずる地域②については、「地域住民が生活交通の必要性を認識し、協議会を組織している」等の要件があり、分布を図示できないため、図中には記載なし  
注2) 令和4年12月1日現在のバス路線状況を反映させて図面を作成（試行運行中は除く）

## 6 早良区南部地域の取組状況

### (1) 脇山支線（休廃止対策）

- ・早良区南部地域では曲渚、椎原地区等の代替交通確保のため、平成22年4月より運行経費の補助を行っている。
- ・平成30年3月には地域のご意見や利用実態等を踏まえ、バス運行ルートの変更（早良ニュータウン入口バス停新設等）や大字西地区乗合タクシー導入といった運行内容見直しを行い、利便性の向上等を図った。
- ・近年、曲渚小学校の休校以降、曲渚系統の利用者が減少していたことから、地域の意見や利用実態等を踏まえ、令和4年10月に車両を小型化し、新たに集落内へ停留所を設置するなどの運行内容見直しを行い、利便性の向上等を図った。

#### ①路線バス脇山支線（椎原系統）

使用車両：中型バス(定員:約 55 人)  
 運行本数：平日 17 便、土日祝 10 便  
 運賃：170 円～370 円  
 (平成 30 年3月ルート変更)

#### ②大字西地区乗合タクシー ※予約型

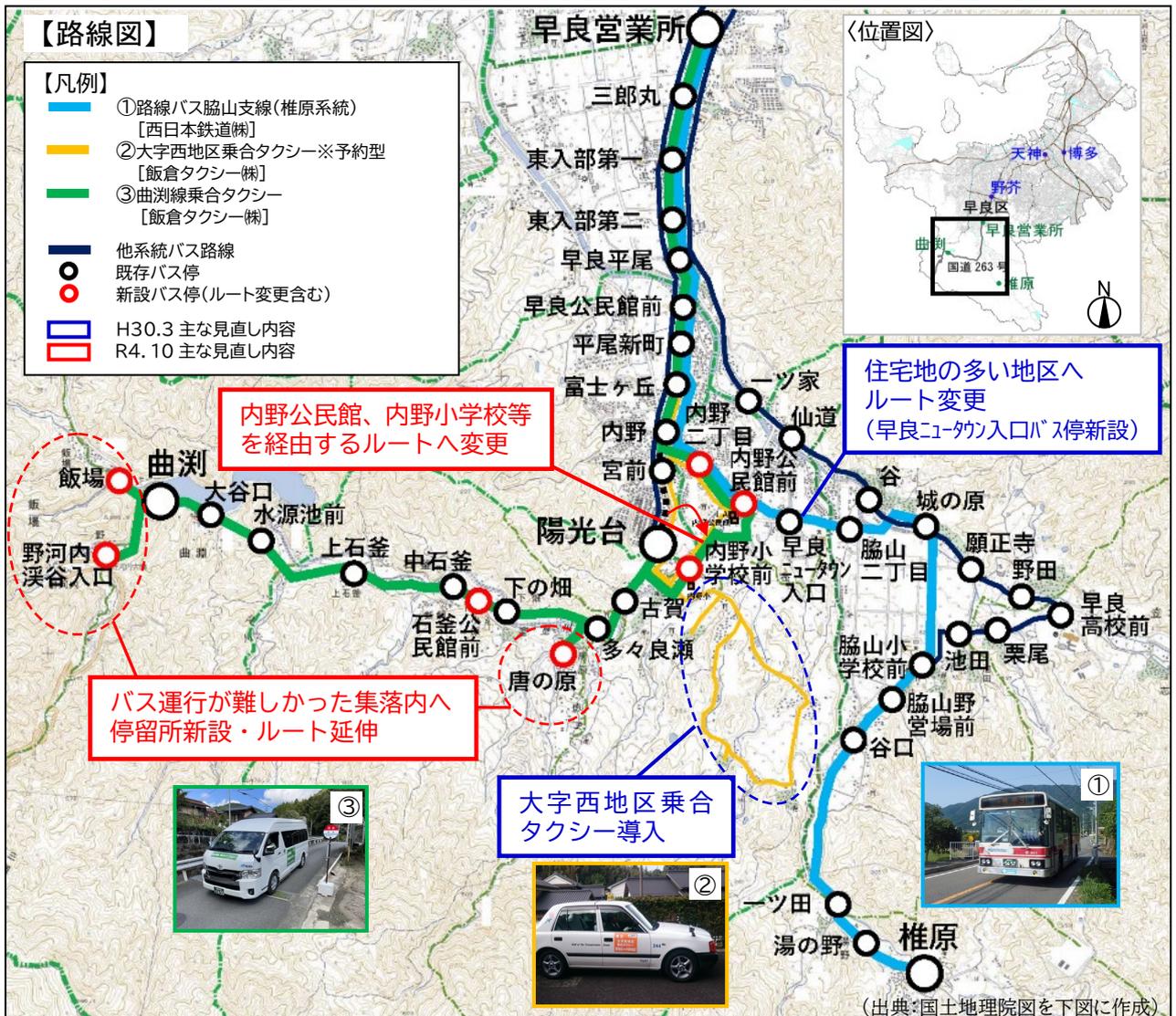
使用車両：小型タクシー(定員:4 人)  
 運行本数：平日 8 便、土日祝 6 便  
 運賃：250 円  
 (平成 30 年3月導入)

#### ③曲渚線乗合タクシー

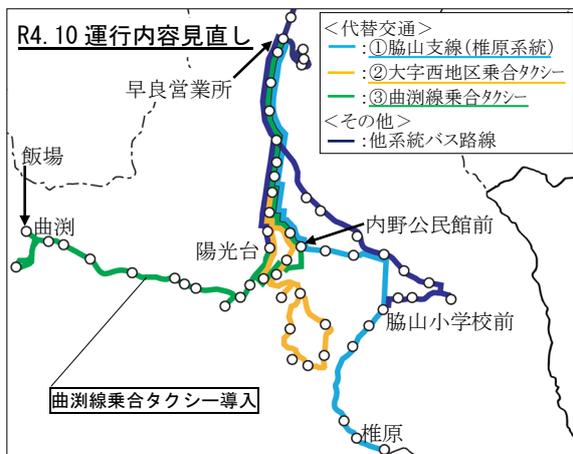
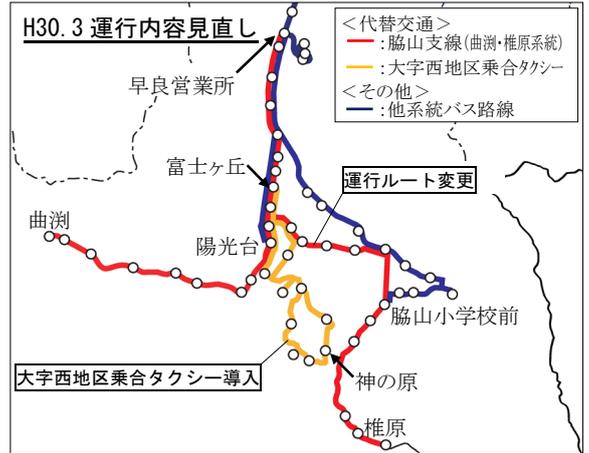
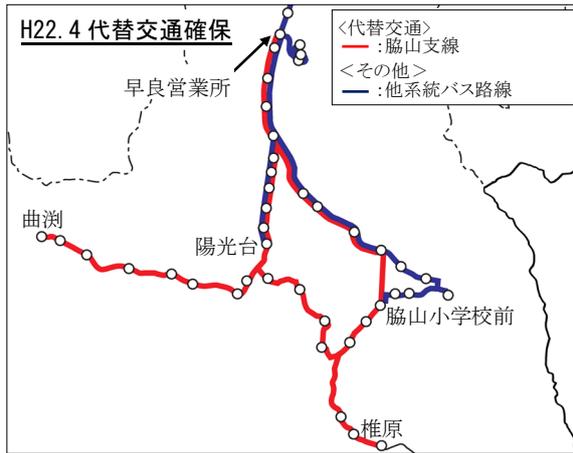
使用車両：ジャンボタクシー(定員:9 人)  
 運行本数：平日 19 便、土日祝 14 便  
 運賃：150 円～300 円  
 (令和4年 10 月導入)

### 【運行見直し内容（令和4年10月1日）】

曲渚系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両を小型化（中型バス車両→ジャンボタクシー車両）</li> <li>・バス運行が難しかった集落内へ停留所新設、ルート延伸</li> <li>・内野公民館等を経由するルートへ変更、ダイヤ調整など</li> </ul>
椎原系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情を踏まえたダイヤ調整など</li> </ul>



## < (参考) 脇山支線の変遷 >



地域、交通事業者、市で構成する、早良区南部地域バス連絡協議会にて運行内容見直し等について協議・検討

- ・路線維持に向け、利用促進チラシの配布や地域資源を活用した「バス旅」の実施など、地域、交通事業者と共働して取り組んでおり、引き続き、代替交通の確保や利用促進等に取り組む、地域の実情に応じた生活交通の確保に努めていく。



(利用ガイドの配布)



(利用促進チラシの配布)



(バス旅の実施)

## (2) 板屋脇山線 (休業止対策)

- ・板屋脇山線は、板屋地区の代替交通確保のため、平成20年4月より運行経費の補助を行っている。(脇山方面)
- ・地域の意見等を踏まえ、令和元年6月に脇山方面と那珂川方面の2系統で運行するよう運行内容の見直しを行い、利便性の向上等を図っている。
- ・引き続き、地域、交通事業者と共働して、利用促進等に取り組むなど、地域の実情に応じた生活交通の確保に努めていく。

○板屋脇山線 ※予約型  
 使用車両: 小型タクシー(定員:4人)  
 運行本数: 4便  
 運賃: 500円

## 7 請願に対する基本方針

早良区南部地域においては、生活交通条例に基づく休廃止対策として、脇山支線及び板屋脇山線により代替交通を確保しており、脇山支線では、地域や交通事業者等と協議、検討を重ね、令和4年10月に新たに集落内等へ停留所を設置する乗合タクシー導入等の運行内容見直しを行うなど、地域の実情に応じた生活交通確保に取り組んでいる。

運賃については、路線バスでは従前路線の運賃を適用するとともに、乗合タクシーも路線バス運賃と同程度に設定しており、適切なものになっていると考えている。

休廃止対策以外の公共交通が不便な地域については、地域の生活交通確保に向けて、地域と交通事業者間の調整や共働で取り組む体制づくりの支援などを行っている。

また、令和元年請願を受け、住民意識調査等を行い、令和4年度より、生活交通確保に向けた取組みの一つとして、市内3エリアでオンデマンド交通を活用した社会実験を実施しており、市直営の無料等のコミュニティバスの運行ではなく、地域や交通事業者と共働して、この取組みを着実に進めていく。